

酒類

はじめに

欧州は酒類とワインの世界有数の輸出国である。日本の酒類市場は世界最大級の市場の1つであり、年間売上高は推定6兆円にのぼり、ワイン消費も拡大している。こうした数字にもかかわらず、販売額で見ると、2015年の外国産輸入品は、2,910億円（税関調べ）で、ビールおよびビール類似品を含む日本の酒類市場全体のわずか4%だった。この主な理由は明らかである。日本政府は税率の引き下げを実施したものの十分ではなく、さらに、国際基準に則った製品定義の採用や、市場アクセスに関連する非関税障壁の撤廃面で諸外国に後れをとっている。

日本は依然、スパークリングワイン（関税率リットル当たり182円）とスティルワイン（関税率リットル当たり125円）の両方に関税をかけており、EUで課せられる水準より、それぞれ約5倍および3倍高くなっている。EBCは、そうした高い関税の根拠も、また、スパークリングワインとスティルワインに課せられる関税になぜ違いがあるのかも理解できない。日本はスパークリングワインをほとんど生産していないのだから、関税率がスティルワインより高い必要はない。

ビールに関する日本の税制も同様に不可解である。日本では、ビールは、アルコール分に基づいて課税されたり、混成酒類グループとして課税されるのではなく、麦芽比率に基づいて課税されて、基本的に3つのカテゴリーに分けられ、麦芽比率67%以上の本格「ビール」(real beer)が最高の税率となっている。欧州のビールは、少数の例外を除き、すべて、本格ビールに分類される。したがってこの税制は、ほぼ間違いなくより低品質であろうビールをより安価にし、それゆえ、より身近なものにするという残念な効果を持つ。その結果、麦芽比率の低いビールないし発泡酒と麦芽比率0%のビールが日本のビール市場の40%近くを占めるに至っている。EBCは、高品質のビールが麦芽比率の低いビールや麦芽比率0%のビールより重く課税されることがないように、税制を麦芽比率とは無関係にすべきであると確信する。

日本では、食品に対する製造ロットコード（生産履歴管理情報）の使用は、厚生労働省の行政通達で推奨されているものの、食品衛生法では義務づけられていない。対照的に、EUは、製造ロットコードが効果的で効率的な製品回収プロセスに重要な役割を果たすことから、すべての食品・飲料製品に製造ロットコードを表示することを義務づけている。EU製酒類製品の輸入業者の多くは、製品を日本で販売・流通する際に製造ロットコードの適切な表示に留意しているにもかかわらず、消費者の安全よりも事業利益を優先する機を見るに敏な業者の中には、製造ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた製品を輸入する慣行が見られる。EBCは、2014年9月に国税庁が、製造ロットコードが消去された製品が市場に出回っていることに関する懸念を表明した通達を出したことは評価するものの、日本政府に対し、日本の消費者の健康と安全を守るべく、先見性のある対策を講じるよう引き続き要望する。

最後に、日本の酒税法で地理的表示の正確な定義がなされていないことは、EBCにとって大きな懸念材料となっている。長期的視点から見て、定義の欠如は欧州企業が日本市場で競争する能力を妨げるおそれがある。したがってEBCは、EU-日本FTA/EPAの枠組み内で共通の定義を採用するようEUと日本に要望する。

FTA/EPAへの主な論点

- 日本は、すべての酒類関連製品の関税を恒久的かつ迅速に撤廃すべきである
- 日本は、さらなる申請手続きの必要なく、欧州の地理的表示を認定すべきである
- 日本は、ほかの先進工業諸国で一般的に認証されている添加物を速やかに認可すべきである
- 日本におけるワインの定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合さ

主要な問題および提案

■ 生産履歴管理

年次現状報告：わずかに進展。 製造ロットコード（生産履歴管理情報）は、効果的で効率的な製品リコール回収プロセスに際して重要な役割を果たす。深刻な健康被害に関わる場合には、回収プロセスにおける遅延は消費者を不必要に危険にさらすことになる。消費者を守り、食品のサプライチェーンに対する消費者の信頼を維持するには、迅速で的確の絞られた効率的な対応が不可欠である。国税庁はようやく、製造ロットコードが消去、改ざん、隠ぺいされた輸入酒類の流通に関して、消費者の安全よりも事業利益を優先する慣行は望ましくないとする業界通達を出した。しかし、この通達は、製造ロットコードが消去された製品の輸入や販売を差し止める法的拘束力は有していない。

提案：

- 政府は、ロットコードが消去、改ざん、または隠ぺいされた酒類ボトルの卸売・小売を禁止する、罰則によって強化された法律を發布すべきである。

■ ワインおよび白色蒸留酒の関税

年次現状報告：進展なし。 日本のワイン関税は、（1998年WTOパネルで達した含意に従って）2002年にゼロまで引き下げられたビール、ブランデー、ウイスキーに適用される関税に比べ、恣意的といえるほど高い。白色蒸留酒、ラム、ジン、ウォッカ、リキュールについての暫定的ゼロ関税を恒久化すべきである。

提案：

- EBCは日本に対し、ワインに対する関税を撤廃するよう要望する。
- EBCは日本に対し、白色蒸留酒に適用される関税を恒久的にゼロに改めるよう要望する。

■ ビールの酒税

年次現状報告：進展なし。 日本ではビールの酒税は麦芽比率に基づいている。これは残念ながら、麦芽比率が67%以上の本格ビールを不利な立場に置き、ほぼ間違いなくより低品質であろうビールを価格面で有利にするという状況を招いてきた。このことは、合わせて日本のビール市場の40%近くを占める麦芽比率の低いビールないし発泡酒と麦芽比率0%のビールのマーケットシェアを見ればきわめて明らかである。

提案：

- 日本は、ビールの酒税制度を改正して、麦芽比率と無関係なものにすべきである。

■ 添加物

年次現状報告：わずかに進展。 酒類に使用することを日本の当局が認めている添加物のリストは時代遅れであり、他の先進工業諸国のリストとは大きく異なっている。さらに、添加物の安全認証を受ける手続きはきわめて高コストで時間もかかる。

提案：

- 日本は、ほかの先進工業諸国で一般的に認証されている添加物を速やかに認可すべきである。

■ ワインの定義

年次現状報告：わずかに進展。 日本のワインの定義は広義すぎる。緩すぎるワイン定義は、通常はワインと認められない様々な製品を「ワイン」と称して販売することを許して日本の消費者の誤解を招くとともに、国際的定義に合致した欧州のワインにとって不公正な市場競争条件を生じさせている。

提案：

- 日本におけるワインの定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合させるべきである。

■ 地理的表示

年次現状報告：進展なし。 日本における地理的表示の用語は、EUで用いられているコンセプトや規則と相容れず、日本市場における欧州製品の地位を損なうおそれがある。

提案：

- 政府は、酒税法における地理的表示規則を見直して、より広く受け入れられたEUの定義に沿った改正を導入すべきである。